

平成30年5月31日

○規則

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第42号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則（平成25年小田原市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第13条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第42条第1項第2号中「訪問介護員等 定期巡回サービス」を「訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。） 定期巡回サービス」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。